

5. 歯学部試験内規

第1条 この内規は、岡山大学歯学部規程第20条及び第21条に基づいて行う試験の時期及び方法等に 関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 教養教育科目の試験は、担当教員の定めるところによる

第3条 専門教育科目の試験は、以下の定めるところにより行う。

2 試験を分けて、定期試験、追試験及び再試験とする。

一 この内規において「定期試験」とは、履修した授業科目について、定期的に行う試験をいう。

二 この内規において「追試験」とは、疾病その他やむを得ない理由により前号に規定する定期試験 を受験できなかった者に対して、受験できなかった授業科目について、特に行う試験をいう。

三 この内規において「再試験」とは、第1号に規定する定期試験を受験し、不合格となった者に対して、不合格となった授業科目について行う試験をいう。

3 試験は、筆頭試験、口頭試験又はレポート若しくは製作品の提出その他担当教員が適当と認める方法によって行う。

4 定期試験の実施時期は、原則として、毎年度内に行う。

5 試験の実施時期及び時間割その他試験の実施に関し必要な事項は、原則として2週間前に公示する。

6 定期試験は、受験しようとする授業科目について、担当教員が行った総授業時間の講義については3分の2以上、実習については各専攻分野等の定める時間以上受講した者が、受験することができる。

一 岡山大学学部共通規程第8条による欠席者に対する前項の適用については、担当教員で別途考慮することがある。

7 追試験を受験しようとする者は、あらかじめ、理由書（疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。）を添えて、追試験受験願により、学務課教務グループ歯学部担当を経由して学部長に願い出て許可を得なければならない。

8 試験の監督は、原則として担当教員が行う。

9 成績の評価は、岡山大学学則による。

10 試験を行った担当教員は、その試験の合否をすみやかに公表しなければならない。

11 授業科目担当教員は、当該科目的成績を学務課教務グループ歯学部担当を経由して学部長に報告しなければならない。

12 試験に関して不正行為を行った者は、岡山大学 学則第 58 条の規定に基づき、懲戒する。

13 この内規に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成20年5月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

6. 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

平成21年9月16日
学長裁定
改正 平成22年 1月27日
平成22年10月 5日
平成23年 2月16日
平成23年 3月15日
平成23年 3月31日
平成23年11月 1日
平成23年12月 6日
平成24年 4月24日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

- 第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
 - 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
 - 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
 - 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（気象警報が発表された場合等の取扱い）

- 第2 気象警報が発表された場合及び学生が通学に利用する交通機関が運行休止になった場合は休講又は公欠等とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

- 第3 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合等の取扱い）

- 第4 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い）

- 第5 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署（以下「官公署」という。）へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱い

いは、別紙4に定めるとおりとする。

(学生が骨髓移植のために骨髓液等の提供を行う場合等の取扱い)

第6 学生が、骨髓移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髓液又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髓液提供等」という。）を行おうとする場合であって、骨髓液提供等に必要な検査及び入院その他手続き（以下「入院等」という。）を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

(学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い)

第7 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動（以下「災害ボランティア活動」という。）に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。
2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が決定し、公示する。

(一授業科目当たりの公欠及び準公欠の制限)

第8 一の授業科目について、公欠及び準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

(雑則)

第9 第2から第8までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

附 則

この取扱いは、平成21年 9月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年10月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年12月 6日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年 4月24日から施行する。

気象警報・交通機関の運休 【休講、公欠等】

I 本学の所在地（以下「キャンパス」という。）に気象警報（暴風警報、暴風雪警報及び大雪警報に限る。以下同じ。）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に、気象警報（三朝キャンパスにあっては大雪警報を除く。）が発表された場合の授業は、次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

イ 気象警報が、午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は、全ての授業を休講とする。なお、気象警報が、午前8時40分までに解除されても、全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は、次の时限以降の全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

イ 気象警報が、午後3時から午後6時（授業開始時刻）までに出ている場合は、全ての授業を休講とする。なお、気象警報が、午後6時までに解除されても、全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は、次の时限以降の全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報が発表されている地域

一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」、「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については、岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については、岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については、鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域

四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については、当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注）地域区分の内訳は、以下のとおり。

岡山県全域	= 岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	= 岡山地域、東備地域、倉敷地域、井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	= 新見地域、真庭地域、津山地域及び勝英地域
岡山地域	= 岡山市、瀬戸内市、玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報が発表された場合を含む。）
倉敷地域	= 倉敷市、総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報が発表された場合を含む。）

3 休講の周知方法等

一 気象警報が発表された場合は、速やかに休講の周知を行うものとし、この場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びスマメディア等を通じて行うものとする。なお、授業開始後に気象警報が出された場合は、学内掲示等により周知するとともに、授業中のものにあっては、授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし、

国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。

二 前号にかかわらず、気象警報の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、Gmail、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。

三 休講決定後、直ちに下校することが危険な場合には、学内の施設で待機できるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

II 上記Iによる休講措置の対象とならない気象警報が発表されて通学が困難な場合及び通学に利用する交通機関が運行休止になった場合

1 休講措置の対象とならない気象警報（注1）や交通機関の運行休止（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報とは…

上記Iの対象となる気象警報以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止とは…

気象現象又は地震により、鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり通学が困難な場合をいう（それ以外の事由による公共交通機関の運行休止を含む。）。

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報・交通機関の運休）」により、学生が所属する学部・コース、研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科の教務担当（以下「学部等の教務担当」という。）へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

III 休講及び公欠の授業の取扱い

一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。

二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

忌引き 【公欠】

1 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

2 公欠となる親族の範囲

- 一 配偶者
- 二 1親等（父母、子）
- 三 2親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）

3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀のため遠隔の地へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

- 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間

4 公欠の届出

公欠の届出は、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

感染症 【出席停止、公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

1 学生が、次表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

2 出席停止の期間

出席停止の期間は、次表の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ハ 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ホ 風疹にあっては、発疹が消失するまで。 ヘ 水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。

チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

4 公欠の届出

公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、医師の診断書（治癒証明書（コピー可））とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。

3 休業の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

裁判員制度 【準公欠】

- 1 学生が、裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員（補充裁判員を含む。以下同じ。）として職務に従事する場合に出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、遠隔の裁判所へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
 一 裁判員候補者として裁判所へ出頭する選任手続期日
 二 裁判員として審理に従事する日
 三 裁判員として評議・評決に従事する日
 四 裁判員として判決の宣告に立ち会う日
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、裁判員としての職務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書とともに提出するものとする。ただし、選任手続期日に裁判所へ出頭し、裁判員に選任されなかった場合の準公欠の届出は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に、当日出頭したことの証明を受けたものを提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

その他証人、参考人等として官公署へ出頭する場合 【準公欠】

- 1 学生が、証人、参考人等として官公署へ出頭するため出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、その用務に要する日数とする。なお、遠隔の官公署へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、その用務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、官公署の発行する当該用務に従事した期間の証明書又はその事実を証明する文書等とともに提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

骨髓移植のための骨髓液提供等 【準公欠】

1 学生が、骨髓移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髓液提供等を行おうとする場合であって、財団法人 骨髓移植推進財団に対してドナー登録を行った後、ドナー候補者又はドナーとなり、骨髓液提供等に必要な入院等のために出席できなかつた授業については、届出により、準公欠扱いとする。

2 準公欠となる期間

準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、入院等のために遠隔の医療機関等へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

- 一 ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
- 二 ドナー候補者として、骨髓液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
- 三 ドナーとして、骨髓液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
- 四 骨髓液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
- 五 末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
- 六 骨髓液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
- 七 骨髓液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
- 八 その他骨髓バンク事業に関する手続等に必要となる日

3 準公欠の届出

準公欠の届出は、上記2に掲げる各期間の終了後、その都度、別紙様式5により、学生が所属する学部等の教務担当へ、財団法人 骨髓移植推進財団の発行する証明書とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。

4 準公欠の授業の取扱い

準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

災害ボランティア活動 【準公欠】

- 1 学生が、災害ボランティア活動に従事するため出席できなかった授業については、下記6に定める所定の手続を経て、準公欠扱いとする。
- 2 対象となる災害
準公欠扱いの対象となる災害については、教育担当理事が決定し、別紙様式6-1により、その都度、公示するものとする。
- 3 保護者等の同意
災害ボランティア活動を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、あらかじめ保護者等の同意を得て、自己の責任において、災害ボランティア活動に従事するものとする。
- 4 ボランティア団体への所属及び保険への加入
当該学生は、地方自治体又は各都道府県・市町村等の社会福祉協議会等のいずれかのボランティア団体に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、任意の非政府組織（NGO）又は特定非営利活動法人団体（NPO）等に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。
また、災害ボランティア活動に従事する際は、事前に、社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に加入するものとする。
- 5 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、一の学期において7日の範囲内とし、現地へ赴く場合の往復に要する日数を含むものとする。
- 6 準公欠の手続
準公欠の手続は、次のとおりとする。
 - ① 当該学生は、災害ボランティア活動のために現地に赴く前に、指導教員等へ、別紙様式6-2「災害ボランティア活動申請書」及び別紙様式6-3「学生の災害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）」を提出するものとする。
 - ② 指導教員等は、当該学生から提出された別紙様式6-2及び別紙様式6-3の内容を確認の上、授業への影響等を考慮して教育的指導を行い、当該災害ボランティア活動が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。
 - ③ 当該学生は、指導教員等の許可を得た後、所属する学部等の教務担当へ、別紙様式6-2及び別紙様式6-3を提出するものとする。
 - ④ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された書類が適切に記入されていること及び社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入済みであることを確認の上、受領した後、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
 - ⑤ 当該学生は、災害ボランティア活動終了後に、当該災害ボランティア活動の受入団体から発行されるボランティア活動証明書又は別紙様式6-4「災害ボランティア活動証明書」（以下「証明書」という。）を、学部等の教務担当へ提出するものとする。
なお、災害ボランティア活動において事故にあった場合は、事故報告書（様式任意）を併せて提出するものとする。
 - ⑥ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された証明書を確認した後、別紙様式6-4を複写し、授業担当教員へ通知するとともに、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
- 7 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

7. 岡山大学歯学部履修要領

1 授業科目

- (1) 本学部の授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目により編成されている。
- (2) 教養教育科目については歯学部規程の別表第1に、専門教育科目については別表第2に示すとおりである。
- (3) 教養教育科目の1年間に登録できる単位は、40単位とし、教養教育科目の詳細については、別に示す。
- (4) 専門教育科目の授業科目は、専門基礎科目及び専門科目により編成されており、必修及び選択である。

2 授業時間割

- (1) 授業時間割、学生便覧等は、年度始めに配付する。
- (2) 授業時間割の変更等については、授業担当教員の指示又は掲示によりその都度通知する。

3 早期見学実習

- (1) 早期見学実習は、専門科目として、1年次に配当され、医療人としての自覚を惹起させると共に、医療における歯科医学の位置づけ、内容を理解させる科目として開講されている。

4 総合科目

- (1) 研究萌芽を学ぶ
 - ① 研究室配属の授業科目は、選択できる科目で、学生自身が特性を見いだし、将来に生かす科目である。
 - ② 自由研究演習は、各研究室の研究テーマについて、研究論文をまとめる目的で開講されている。
 - ③ 歯学国際交流演習は、海外の大学へ3ヶ月程度聴講生として留学できる科目である。
- (2) 歯学のまとめ
 - ① 総合歯科演習は、既習の基礎から臨床までの幅広い項目について総合的に理解する。医療従事者としての基本的知識と歯学全般について補講的に整理する科目として開講されている。

5 特別科目

- (1) 特別科目は、基礎科目及び臨床科目の学習に関連した専門的な分野について、主に非常勤講師の担当により授業が行われている。
- (2) 特別科目の開講は、詳細な日程等が決定次第、その都度掲示により通知する。
- (3) 特別科目の成績は、授業担当教員の判断により試験、レポート提出によ

るほか、授業の出席状況により判定することがある。

6 特別講義

- (1) 特別講義は、通常の時間内で特別な内容についての講義を、本学部専任教員に代わって特別講師の担当により行われている。
- (2) 特別講義の詳細な日程等については、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。

7 臨床実習

診療参加型臨床実習に先だって、臨床技能実習を岡山大学病院の各診療科などで実施する。その詳細な日程等は、実習開始前に実施する各オリエンテーションにおいて通知する。

- (1) 臨床実習については、別途、臨床実習マニュアル、各診療科配当日程表等を配付する。
- (2) 臨床技能実習及び診療参加型臨床実習については、休業期間中も実施することがある。

夏季休業期間中の診療参加型臨床実習は、前半と後半の2班に分け、その各診療科担当は臨床実習実施部会長から別途指示される。

8 欠席

- (1) 数日間の欠席の場合には、電話等の方法により、授業担当教員に直接連絡し、指示を受けること。
- (2) 連續して1週間以上欠席する場合には、所定の欠席届に理由書を添付して教務グループ歯学部担当へ届け出ること。
- (3) 臨床実習の欠席については、電話等の方法により、総合歯科診療室当番へ直接連絡し、担当教員の指示を受けること。

*総合歯科診療室当番連絡先 TEL 235-6787

9 休講・補講

- (1) 休講及び補講については、各教員の指示によるほか、掲示によりその都度通知する。
- (2) 鹿田祭については、5年次及び6年次を除き臨時休講とする。臨時休講は掲示により公示する。

10 授業科目

- (1) 試験の実施方法は、定期試験、追試験、再試験等を含め筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出又はその他授業担当教員の適当と判断する方法により行われる。
- (2) 試験の詳細な日程等は、決定次第、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。
- (3) 疾病その他特別な理由により受験できなかった場合には、授業担当教員にその旨を申し出て追試験の指示を受けること。

11 成績

- (1) 筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出、授業の出席状況又はその授業担当教員の適当と判断する方法により判定する。
- (2) 成績の評価について
 - ① 通常の授業科目については、成績の評点は100点満点とし、次の評語を用いる。

A+ : 100～90点 A : 89～8点 B : 79～70点 C : 69～60点、F : 59～0点
 - ② 前記評語で評価しがたい授業科目、複数の分野にわたり開講する授業科目及び臨床実習については、修了、認定又は不可の評語を用いることがある。
 - ③ A+・A・B・C・修了・認定を合格とし、Fを不合格とする。

12 進級及び留年

- (1) 進級の認定は、第2年次、第3年次及び第5年次の第2クォーターの修了時に行い、その結果を掲示により通知する。
- (2) 別表第1に示す教養教育科目については、歯学部卒業要件に必要な単位を2年次までに修得しなければ、3年次に進級することができない。
- (3) 別表第2に示す専門教育科目については、各年次に配当された授業科目を年次ごと履修することになるが、3年次の4クォーターまでに配当された専門教育科目の必修科目全てに合格しなければ、4年次に進級することはできない。

また、5年次の第2クォーターまでに配当された専門教育科目の必修科目全てを、5年次臨床実習開始前までにCBT (Computer Based Testing) 及びOSCE(Objective Structured Clinical Examination)に合格しなければ、臨床実習を受けることができない。

- (4) 病気その他やむを得ない事由もなく、(1)～(3)の規定により同一学年での在学期間が3年を超える者には、退学を勧告することがある。

13 その他

外部検定試験による単位認定は、各検定試験において合格した科目を授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

附 則

- 1 この履修要領は、平成7年度の入学者から適用する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成11年度の入学者から適用する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成13年度の入学者から適用する。

2 平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成14年度の入学者から適用する。

2 平成13年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成15年度の入学者から適用する。

2 平成14年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成17年度の入学者から適用する。

2 平成16年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成20年度の入学者から適用する。

2 平成19年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成21年度の入学者から適用する。

2 平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成22年度の入学者から適用する。

2 平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

«受験心得»

歯学部専門教育科目の受験にあたっては、次の各事項に留意してください。

- ① 監督者の指示に従って着席し、受験すること。
- ② 受験中、机上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。携帯電話・P H S 等は、必ず電源を切って入れること。
- ③ 解答用紙には、学生番号、氏名等の必要事項を必ず記入すること。
学生番号及び氏名の記入をしていない答案は、採点されない場合がある。
- ④ 試験開始後 20 分を経過した場合は入室できない。
- ⑤ 試験開始後 20 分を経過するまでは退出できない。
- ⑥ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。

なお、監督者の指示に従わない者、及び不正行為があると認められた者に対しては、学則第 58 条（懲戒）により厳重な懲戒処分を行う。

平成 21 年 2 月

歯 学 部 長